

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料

1. 許可申請手数料

(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積	申請手数料
500㎡以内	20,000
500㎡を超え～1,000㎡以内	34,000
1,000㎡を超え～2,000㎡以内	54,000
2,000㎡を超え～5,000㎡以内	89,000
5,000㎡を超え～10,000㎡以内	123,000
10,000㎡を超え～20,000㎡以内	201,000
20,000㎡を超え～40,000㎡以内	220,000
40,000㎡を超え～70,000㎡以内	275,000
70,000㎡を超え～100,000㎡以内	364,000
100,000㎡を超えるもの	533,000

(2) 土石の堆積を行う土地の面積	申請手数料
500㎡以内	18,000
500㎡を超え～1,000㎡以内	28,000
1,000㎡を超え～2,000㎡以内	35,000
2,000㎡を超え～5,000㎡以内	54,000
5,000㎡を超え～10,000㎡以内	66,000
10,000㎡を超え～20,000㎡以内	121,000
20,000㎡を超え～40,000㎡以内	134,000
40,000㎡を超え～70,000㎡以内	163,000
70,000㎡を超え～100,000㎡以内	207,000
100,000㎡を超えるもの	292,000

変更手数料は裏面参照

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料

2. 変更許可申請手数料

(1) 切土又は盛土を行う土地の面積	
ア 設計変更（イのみのものを除く）	切土又は盛土を行う土地の面積（イに規定する変更を行う場合にあっては変更前の切土又は盛土を行う土地の面積、切土又は盛土を行う土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土を行う土地の面積）に応じ1の項に規定する額の1/10を乗じて得た額
イ 新たな土地の編入に係る法第16条第1項の変更〔編入面積〕	新たに編入された切土又は盛土を行う土地の面積に応じ1の項に規定する額
ウ その他の変更	15,000
変更許可申請1件につき、ア、イ、ウの合計額。 ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料額は533,000円とする。	

(2) 土石の堆積を行う土地の面積	
ア 設計変更（イのみのものを除く）	土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を行う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ1の項に規定する額の1/10を乗じて得た額
イ 新たな土地の編入に係る法第16条第1項の変更〔編入面積〕	新たに編入された土石の堆積を行う土地の面積に応じ1の項に規定する額
ウ その他の変更	15,000
変更許可申請1件につき、ア、イ、ウの合計額。 ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料額は292,000円とする。	

3. 交付手数料

条例第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	1通につき 700
省令第88条の規定に基づく証明書の交付	1通につき 900